

⑥固定資産税に係る各種届出等についてのお願い

①相続人代表者指定届の提出について

固定資産（土地・家屋）の所有者が亡くなられた場合には、その固定資産の納税等の管理をしていただく方（相続人代表者）を相続人の中から決めていただき、相続人代表者指定届の提出をお願いします。

②納税管理人申告書の提出について

納税管理人の設定および変更をする場合には、納税管理人申告書の提出をお願いします。なお、設定を解除する場合にも、届け出をお願いします。

③家屋補充課税台帳登録名義人申告書（未登記家屋異動届）の提出について

未登記家屋（※）を「売買」・「贈与」により取得した場合や、「相続」をした場合には、未登記家屋異動届の提出をお願いします。

※未登記家屋…法務局に登録されていない建物

④家屋の滅失届の提出について

家屋の取り壊しを行った場合には、家屋の滅失届の提出をお願いします。

上記①②③④の各届出用紙は、税務課または各支所地域課に備え付けてあります。また、笠間市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kasama.lg.jp/>（「税関係申請書等」で検索）

※「土地・家屋」の現地調査にご理解とご協力をお願いします

土地・家屋の現地調査に、固定資産評価補助員証を持った職員が伺いますので、ご理解ご協力をお願いします。

土地：地方税法の規定に基づき利用状況などの調査を行っています。

家屋：家屋の評価額を算出するには、家屋内部を拝見し、仕上げ材料などを調査する必要があります。また、建築関係書類の用意をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

問 税務課（内線 110・111・114）

⑦「ワーク・ライフ・バランス」を推進する企業を応援します

県では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和がとれていてどちらも充実していること）を推進する企業を応援しています。

【仕事と生活の調和支援奨励金を支給します】

育児・介護休業法が努力義務としている休業制度や短時間勤務制度を導入し、実施に制度を一定期間利用した従業員がいた場合に、中小企業主に対して奨励金（1人目：30万円、2人目：10万円）を支給します。

支給要件等、詳細はお問い合わせください。

【ワーク・ライフ・バランスセミナー講師を派遣します】

企業や団体が主催するセミナーへ無料で講師（県が委嘱したワーク・ライフ・バランスアドバイザー）を派遣します。ワーク・ライフ・バランスとは何か、どのように取り組めば良いのか、などについて学んでみませんか。

申込方法等、詳細はお問い合わせください。

問 茨城県労働政策課 TEL 029-301-3635

**ご利用ください！笠間市立病院 平日夜間・日曜初期救急診療
祝日・年末年始を除く、月曜日から金曜日：19時～21時・日曜日：9時～17時**

⑱「こども料理教室」の参加者を募集します

笠間市ヘルスリーダーの会では、次の日程で「こども料理教室」を開催します。今年はどうの手作りに挑戦し、トマトカレーつけ麺でいただきます。

ご参加をお待ちしています。

開催日	時間	会場	定員
平成28年1月23日（土）	午前9時30～正午 （受付：午前9時15分～9時30分）	笠間保健センター （笠間市笠間230）	20名
		岩間保健センター （笠間市下郷5139-1）	20名
平成28年1月31日（日）		友部保健センター （笠間市美原3-2-11）	30名

対象 市内在住の小学生

メニュー 簡単手打ちうどん、トマトカレー、コロコロサラダ、イチゴ

指導者 笠間市ヘルスリーダーの会

参加費 無料

注意事項 ・食物アレルギー等の心配のある方は友部保健センターへお問い合わせください。
・教室開催日の送迎は必ず保護者の方が行ってください。

申込方法 友部保健センター窓口へ直接または電話、FAXで、参加日・参加会場、参加者氏名、住所、電話番号（日中連絡のつきやすい番号）、在校小学校名、学年、食物アレルギーの有無をお知らせください。また、笠間市ホームページの「申込フォーム一覧」からもお申し込みできます。

<http://www.city.kasama.lg.jp/>（「申込フォーム」で検索）

※申込みは1人1回、1会場のみとなります。

※各会場とも定員を超えた場合は抽選となります。

当選した方には1月15日以降にはがきでご連絡します。

申込期限 平成28年1月13日（水）

申・問 友部保健センター TEL 0296-77-9145 FAX 0296-77-9146



申込フォーム
（スマートフォン用）

⑳農地利用最適化推進委員を募集します

笠間市農業委員会は、農業委員会法に基づいて市町村に設置が義務づけられている行政委員会、農業者の代表として選挙で選ばれた農業委員を中心に、担い手への農地集積や集約化、農地法等に基づく許認可事務、遊休農地対策など農業の構造政策を重点に事業を展開しています。

今回、農業委員会法が改正され、平成28年4月1日から、農業委員の選挙制度や議会推薦・団体推薦による選任制度が廃止され、市長が議会の同意を得て任命する制度に改正されるとともに、農地利用最適化推進委員が新設されます。

農地利用最適化推進委員は、決められた地区において、農業委員とともに活動し、農地等の利用の最適化の推進に取り組むこととなります。

詳しい内容については、農業委員会事務局へお問い合わせください。

申・問 笠間市農業委員会事務局（内線 73142） FAX 0299-45-2980

**『婚活支援サイト ITナビ』会員募集中！
県境を越えて独身者の婚活を支援します♪ 「ITナビ」で検索！
問 市民活動課（内線 133）**